

別紙 5

【補助事業概要の広報資料】

補助事業番号 25-2-001

補助事業名 平成 25 年度 こどもが幸せに暮らせる社会を創る活動 補助事業

補助事業者名 社会福祉法人 日本国際社会事業団

1. 補助事業の概要

(1) 事業の目的

『子どもを育てられない』と感じている実母へのカウンセリングや相談支援を行い、過去 60 余年にわたる養子縁組支援の経験とその間に築いた海外の養子あっせん団体との連携、またジュネーブに本部をおく ISS の国際ネットワークを利用して、日本国内での家庭養護が困難と思われる日本国籍の子や日本で生まれた外国籍の子で、実親からの養護が受けられない子どもに対して親子の国籍が異なる養子縁組支援を行い、恒久的な家庭を与える努力をしている。さらにハーグ条約「1993 年国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約」批准の重要性を訴えている。また日本国内の難民、特に未成年の難民に相談援助を実施することで日本国内での難民に対する理解を深め国際化が進む現代社会における福祉の増進に寄与する。

(2) 実施内容

相談援助ケースの種類

日本国際社会事業団は JKA 競輪の補助金を頂いて日本の要保護児童の家庭養護を促進するために 60 年以上にわたって国際養子縁組支援に取り組んでいる。ここで言う「国際養子縁組」とは親となる者と子となる者の国籍が異なる縁組を指す。血縁関係のない養子縁組では日本人の子どもの委託先を国内に求める場合、国際結婚をした夫妻または在日外国人夫妻が対象となる。日本人の夫妻には外国籍の子どもを委託する。家庭養護を必要としながら日本国内での養護が難しい子どもには、海外に住む養親家庭に養育を委託する国際養子縁組という方法で、恒久的な家庭を与えたいと切に望んでいる。またフィリピンやタイなど連れ子養子縁組、血縁関係のある養子縁組などの相談支援も行っている。さらに、海外に養子に行った子が成長して実母の消息を尋ねてきた場合、当事業団が永年保存している資料をもとにルーツ探しの手伝いもする。また、日本国内にいる難民からの定住支援相談も増え、それに伴い情報提供やカウンセリングを行う。

今年度の相談数

今年度、ISSJ への養子縁組の問合せ数は 435 件、その中で 32 ケースを継続して援助した。昨年度より引き続き扱っているケース 118 件を合わせると、今年度国際養子縁組のケースとして援助活動を行ったのは 150 ケースで、その内訳は次の表の通りである。

	連れ子養子縁組 Step	血縁関係のある 養子縁組 Relative	血縁関係のない 養子縁組 Non-Relative	合計
フィリピン	109	29	13	151
タイ	19	9	5	33
上記以外	8	12	231	251
合計	136	50	249	435

本年度取り扱いケース数

	連れ子養子縁組 Step		血縁関係のある養子縁組 Relative		血縁関係のない養子縁組 Non-Relative		合計
	新規オープン	前年度繰越	新規オープン	前年度繰越	新規オープン	前年度繰越	
フィリピン	4	11	2	24	2	6	41
	7		22		4		
タイ	7	16	2	13	0	3	32
	9		11		3		
上記以外	0	0	0	2	15	75	77
	0		2		60		
合計		27		39		84	150

国際養子縁組で関係した国と地域は、日本、アメリカ、イギリス、イタリア、インド、ウクライナ、エチオピア、オーストラリア、カナダ、カメルーン、韓国、カンボジア、クロアチア、コロンビア、サウジアラビア、シンガポール、スイス、スペイン、タイ、台湾、チェコ、中国、ドイツ、ニュージーランド、ネパール、フィリピン、フランス、ブラジル、ブルネイ、ベトナム、ベネズエラ、ペルー、ベルギー、ポルトガル、マレ

ーシア、ルーマニア、ロシアであった。

相談援助プロセス

英語、フランス語、タガログ語、タイ語などができるソーシャルワーカーが電話や面接による相談、必要書類及び関係国の養子縁組法の翻訳、家庭訪問、家庭調書・児童調書の作成、大使館、児童相談所等、関係する公的機関との折衝、委託後の経過観察のための家庭訪問調査、報告書の作成など多岐にわたる業務にあたった。丁寧な家庭調査や児童調査を行うのは、養子縁組が一步間違ると人身売買になってしまう恐れがあるからである。国際間で連携をしながら支援を行うため、国際養子縁組の支援は1ケースあたり数年を要するのが常である。今年度の期間内に受けた相談回数は6521回（のべ数）、取扱ケース数は2149件（のべ数）であった。

国際養子縁組に関する相談・依頼は養親希望者や実母などの個人のみならず児童相談所、家庭裁判所、海外の斡旋機関、市町村役場における相談センターなどの公的機関も多く、今年度も公的機関である児童相談所、児童養護施設、また実母から「国際養子縁組を検討したい」との依頼により養子縁組を支援した。

当事業団が公的機関から信頼されているのは以下の理由によると考えられる。

第一に当事業団は国際養子縁組を行うにあたって、国際間の取り決めである「1993年国際養子縁組に関するハーグ条約」に則って適切なプロセスを踏んで国際養子縁組を支援していること（現状の日本では養子縁組あつせん事業者は国の認可制でないために、国際養子縁組の実態が把握できず、中には人身売買の危険性も指摘されている。国際養子縁組に関するハーグ条約では国際養子縁組は子どもの最終救済手段として二国間の中央機関が責任を持って支援することになっている。日本は未批准である）。

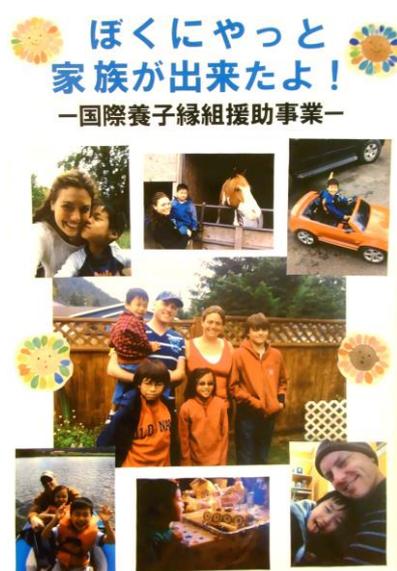
第二に、児童相談所はたとえ兄弟姉妹であっても、日本人家庭への養子縁組はひとりひとり別の家庭に委託するのに対して、ISSJの行う国際養子縁組では兄弟で育つ重要性を認めて兄弟揃っての養子縁組を受け入れる外国人家庭に委託できる。

第三に心身に障害を持つ子どもの養子縁組は日本人家庭への委託が非常に難しいが、国際養子縁組ではそのような子どもにも家庭養護の可能性を見出すことができる。

公的機関である児童相談所からの相談の中には、国内で里親委託を試みたが、様々な事情で国内委託が難しく、国際養子縁組に最後の望みをかけて委託の相談を寄せるケースもあった。

広報活動

ISSJ のホームページで国際養子縁組支援事業が JKA 競輪の補助金を頂いて行っていることを明記しているほか、ISSJ が主催する年に二回のチャリティ映画会バザー（2013年6月19日、10月18日開催）でも、会場で国際養子縁組のパネルを展示した。



2013年8月と2014年2月に「国際養子縁組」および「国際養子縁組に関するハーグ条約」に関するアンケートを乳児院、児童養護施設、児童相談所などに行い、当事業団の養子縁組に関して話を聞きたいと希望した施設や児童相談所を訪問し説明した。今年度はJKAの補助金を頂いて当事業団の国際養子縁組を紹介したDVDを作成したので、そのような施設や児童相談所にDVDを配布した。



2. 予想される事業実施効果

厚生労働省が平成26年3月に発表した「社会的養護の課題と将来像の取組状況」
(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf)

によると、保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童など社会的養護の対象児童は、約4万6千人となっている。

また、平成24年度末で里親・ファミリーホームへの委託児童数は5407人で、社会的養護を必要とする子どもの一割強に過ぎない。欧米などでは子どもの健全な成長のためには家庭養護が重要という研究報告が多く出されている。

この現状に対して厚生労働省は実親の保護を受けられない子どもに対しては里親委託、養子縁組など、家庭的養護推進を表明している。

平成25年度は「養子縁組」が注目された年であった。それは民間の養子縁組あっせん団体が多額の寄付を受け取っていたとして新聞報道されたのをきっかけに、各新聞やテレビ番組でも「養子縁組」が取り上げられたからである。東京都や厚生労働省からも各あっせん団体に聞き取り調査が入り、当事業団も受けたが、当事業団が長年行ってきた児童福祉の視点からの養子縁組支援や資料保管方法が高く評価された。

平成 26 年 5 月に厚生労働省より出された「養子縁組あっせん事業の指導について」で『児童は、出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することが認められるものであり、養子縁組あっせんを行う者はこれに従って養子縁組あっせんをするよう指導すること。』とされている。

今後グローバル化が進む中で日本人が外国で仕事をし、国際結婚をする日本人も増加している。実際、配偶者のどちらかが日本人で国際養子縁組を希望する養親候補者も多数いる。従って国内で養護できない子が国際養子縁組で恒久的な家庭を持つ可能性は高くなっており子どもの最善の利益の視点から実施効果は大きいと考える。

また、当事業団では、国際養子縁組法、家族法、児童福祉法等各国の法律の研究も行っており、また、実践に関しての勉強会も行っている。研究や実践に基づいた援助方法、資料・情報は保護者のいない子どもの保護をする家庭裁判所や児童福祉機関に大きく貢献することができると思う。

国際養子縁組の写真：2013年に送られてきた家族写真とクリスマスカード



3. 本事業により作成した印刷物等 ISSJ「国際養子縁組」活動紹介 DVD

4. 事業内容についての問い合わせ先

団 体 名： 社会福祉法人 日本国際社会事業団(ニホンコクサイシャカイジギョウダン)

住 所： 113-0034

東京都文京区湯島 1-10-2 御茶ノ水K&Kビル 3F

代 表 者： 理事長 大槻 弥栄子 (オオツキ ヤエコ)

担当部署： 事務局 (ジムキョク)

担当者名： 常務理事 大森 邦子 (オオモリ クニコ)

電話番号： 03-5840-5711

FAX 番号： 03-3868-0415

E-mail： issj@issj.org

U R L： www.issj.org